

中国支部 会員協力制度運営基準

(目的)

第1条 この制度は一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部（以下中国支部という）の事業推進に協力した会員に対して支給する協力金に関する必要な事項を定める。

(協力金の支払い対象)

第2条 この制度による協力金を支給する対象者は中国支部会員とする。但し、中国支部の運営幹部は除く。

(協力金額)

第3条 協力金の対象となる事業内容及び協力金は別表のとおりとする。

(支払手順)

第4条 対象者は所定の様式（会員協力制度運営基準 様式-1）により支部の事業推進部に申請を行う。事業推進部は事業利用の入金確認を行い事務局に書類（様式-1）を提出し、事務局は翌々月末までに協力金を支払う。紹介者が複数に渡るときは代表者に支払う。

第5条

この規定の改廃は、運営幹部会の決議による。

附則

1 この規定は平成29年1月1日より施行する

別表

協力金の支払い対象となる事業内容	協力金額
産業カウンセラー養成講座受講者の紹介（養成通信講座含む。1名につき）	5,000円
キャリアコンサルタント養成講習受講者の紹介（1名につき）	5,000円
賛助会員企業の入会申し込みの紹介（1団体につき）	3,000円
ルーム利用の契約の紹介（1企業年間契約につき）	3,000円

*この協力制度発足に伴い従来の紹介による図書券は廃止する。

以上